

天理大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、天理大学における研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正行為の問題が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義はつぎのとおりとする。

- (1) 「研究者等」とは、本大学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。
 - (2) 「研究費」とは、本大学が研究者等に交付する研究費および研究者が学外から獲得した研究費をいう。
2. 本規程において「研究活動に係る不正行為」とは、研究成果の作成および発表の過程において、悪意のない誤りおよび意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行にしたがってデータおよび実験記録を取り扱う場合を除き、つぎに掲げる行為をいう。
- (1) 捏造、改ざんまたは盗用（以下「特定不正行為」という）
 - (2) 前号に掲げる行為の他、不適切なオーサーシップや二重投稿など研究活動上の不適切な行為であって研究者等の行為規範および社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
3. 本規程において、「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、研究費申請に係る不正、実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、本法人の諸規程または当該研究費の使用に係る指針等に違反して研究費を使用する行為をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本大学における研究活動および研究資金等の運営・管理に関する最高管理責任者として、研究活動の健全な発展のため、不正行為の防止・啓発等に努めなければならない。

(副学長の責務)

第4条 副学長のうち学長の指名する者は、統括管理責任者として、本大学における研究活動および研究費の取扱いに係る不正行為の防止と、これらの不正行為に関する処理を統括しなければならない。

2. 副学長を置かない場合は、学部長の中から学長が指名する者を統括管理責任者とする。

(部局長の責務)

第5条 部局長は研究倫理教育責任者として、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を定期的実施し、研究倫理を向上させなければならない。

2. 部局長は、コンプライアンス推進責任者として各部局における公的研究費の運営・管理について統括し、コンプライアンス教育の推進に努めなければならない。

(研究者等の責務)

- 第6条 研究者等は、研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正行為を行ってはならず、研究倫理教育に関するプログラムを履修し、研究倫理に係る意識の向上および不正行為の防止につとめなければならない。
2. 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
 3. 前項に掲げる実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等は、論文等により当該研究成果を発表した後、原則10年間保存することとし、試料や標本などの有機体については原則5年間とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでは無い。

(不正行為の防止および研究者倫理の向上に関する推進部署)

- 第7条 不正行為の防止に関する諸施策の推進、および研究者等に求められる研究倫理の向上に関しては、教育研究支援課が担当する。

(研究費の管理体制)

- 第8条 庶務部および教育研究支援課は、研究費の適正な執行管理を行うため、物品等の発注・検品、旅費および謝金の管理体制の整備につとめるものとする。
2. 研究費の支出に当たっては、別に定める規程に基づき適切に管理するものとする。

(告発の受付窓口および受付体制)

- 第9条 本大学における不正行為の疑義に関する通報、告発等（以下「告発」という）および不正行為に関する相談に対応するため、学長室企画課に受付窓口を設置する。
2. 告発を行う者（以下「告発者」という）は、別紙1の様式により、その根拠を付して受付窓口に対し調査を申し立てるものとする。
 3. 原則として、匿名による告発は受け付けないものとする。
 4. 告発の方法は郵送・FAX・電子メール等とする。

(告発の受付等)

- 第10条 学長室長は、告発を受けたときは、統括管理責任者に報告する。
2. 統括管理責任者は、必要に応じ当該研究分野に関わる者または事務・会計管理責任者とともに、告発の受付をした日から30日以内に本格的な調査の必要性を判断するための予備的な調査を行い、その結果を受付窓口をとおして告発者に通知するものとする。

(本調査の決定等および調査委員会の設置)

- 第11条 統括管理責任者は、本調査が必要と判断したときには、告発をされた者（以下「被告発者」という）の所属する学部、事務部局または、附属施設の長に通知するとともに、学長に調査委員会の設置を求める。

2. 学長は、統括管理責任者より予備的調査の結果報告を踏まえ本調査を実施することを決定したときは、本大学に調査委員会を置く。
3. 委員は、つぎの各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 当該研究者等の所属する学部・大学院研究科・センター・附属施設・事務部局等の長
 - (3) 本大学の専任教職員 若干名
 - (4) 監査室長
 - (5) 必要に応じ学外の有識者 若干名但し、調査対象が特定不正行為の疑義に関わる場合は、調査委員の半数以上が外部有識者となるよう構成する。
4. 前各号の委員は学長が任命し、委員長は統括管理責任者とする。
5. 全ての調査委員は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しないものとする。
6. 学長は、第3項の委員の中に告発者および被告発者が含まれる場合は、委員から除くものとする。
7. 調査委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
8. 調査委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
9. 調査委員会に、幹事および書記を置く。幹事および書記は、統括管理責任者が指名する職員がこれにあたる。

(本調査の通知)

- 第12条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。
2. 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
 3. 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(調査)

- 第13条 調査委員会は、受付のあった日から30日以内に、告発者に対し調査開始の旨を告げるとともに、被告発者に対して必要な事実確認を行い、調査決定日から150日以内に調査終了に努めるものとする。
2. 関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
 3. 調査委員会は、調査対象となる研究に関する必要な資料等を保全することができる。
 4. 調査委員会は、被告発者に対し、反論または弁明の機会を与えなければならない。
 5. 調査委員会は、不正行為の有無について審査し、その結果を統括管理責任者を通じて学長に報告する。

6. 調査対象が特定不正行為の疑義に関わる場合は、本調査の実施の決定およびその他の報告を、配分機関および文部科学省に行わなければならない。

(本調査の中間報告)

第14条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(認定)

第15条 学長は、統括管理責任者を通じて受けた調査委員会の報告に基づき、不正行為の有無について認定し、その結果を告発者および被告発者に通知する。

(不服申立て)

第16条 研究活動上の不正行為が行われた者と認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2. 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について第1項の例により、不服申し立てをすることができる。
3. 不服申し立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員を交代もしくは追加するものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
4. 前項に定める新たな調査委員は、第11条第3項に準じて指名する。
5. 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申し立てをした者（以下「不服申立人」という）に対し、その決定を通知するものとする。
6. 調査委員会は、不服申し立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
7. 学長は、被告発者から不服申し立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申し立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知する。不服申し立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第17条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2. 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
3. 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。
4. 学長は再調査の結果を告発者、被告発者に通知するものとする。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。

(措置)

第18条 学長は、被告発者に不正行為の事実がある場合には、つぎに掲げる措置をとることができる。

- (1) 不正と認定された研究活動の停止を命じる。
 - (2) 不正と認定された研究活動に係る研究状況や成果について、競争的資金配分機関または学外の資金提供機関その他の関係機関への通知およびそれに伴う必要措置を講じる。通知すべき事項は別紙2に定める。
 - (3) 不正行為の事実および内容を理事長に報告する。
 - (4) 不正を行った業者に対しては、契約解除または一定期間取引停止等の措置を講じる。
2. 学長は、被告発者に不正行為の事実が確認できない場合には、調査対象とされた研究に係る研究費支出の再開および名誉回復のための必要な措置を講じる。
 3. 学長は、告発者が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的により、虚偽の申し立てをしたことが明らかであると認められた場合、理事長に報告する。

(処分)

第19条 調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、「学校法人天理大学就業規則」その他関係諸規程に従って、処分を課するものとする。

(調査結果の公表)

第20条 学長は、被告発者に不正行為の事実がある場合には、個人情報または知的財産の保護など不開示に合理的な理由がある部分を除き、速やかに公表するものとする。公表事項について調査対象者の意見がある場合には、その意見もあわせて文書により公表するものとする。

2. 学長は、公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて適切な配慮を行わなければならない。

(告発者および調査協力者の保護)

第21条 統括管理責任者は告発者および調査協力者が、告発や情報提供を理由とする不利益な取り扱いを受けないよう、適切な方法を講じなければならない。

(守秘義務)

第22条 受付窓口、調査委員会および調査委員会の調査内容に接するすべての者は、その任務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(監査・モニタリングの実施)

第23条 内部監査室は、研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正行為防止のため、適宜監査およびモニタリングを実施するものとする。

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃は、全学協議会の議を経るものとする。

付 則

1. この規程は、平成22年11月2日から施行する。
2. 改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
3. 改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
4. 改正規定は、平成28年5月2日から施行する。
5. 研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正行為については、本規程の定めのほか、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の定めに準拠して対応するものとする。
6. 改正規定は、平成29年2月2日から施行する。
7. 改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(別紙1)

年 月 日

天理大学長 殿

所属

氏名

不正行為に関する告発書

「天理大学における研究活動に係る不正行為等の防止に関する規程」第9条の規定にもとづき、下記の不正行為について告発を行います。

記

1. 対象研究者等の所属・職名・氏名

2. 不正行為の発生時期、内容

3. 根拠となる資料、添付書類等

(別紙2)

□ 経緯・概要

- 発覚の時期及び契機 (※「告発」の場合はその内容・時期等)
- 調査に至った経緯等

□ 調査

- 調査体制 (※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置)
- 調査内容
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査対象 (※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕)
 - ・ 調査方法・手順 (例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等)
 - ・ 調査委員会の構成 (氏名・所属を含む)、開催日時・内容等

□ 調査の結果 (特定不正行為の内容)

- 認定した特定不正行為の種別 (例：捏造、改ざん、盗用)
- 特定不正行為に係る研究者 (※共謀者を含む)
- ① 特定不正行為に関与したと認定した研究者 (氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号)
- ② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者 (氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号)
- 特定不正行為が行われた経費・研究課題 (競争的資金等)
 - ・ 制度名
 - ・ 研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・ 交付決定額又は委託契約額
 - ・ 研究代表者氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号
 - ・ 研究分担者及び連携研究者氏名 (所属・職 (※現職))、研究者番号
- 特定不正行為が行われた経費 (基盤的経費)
 - ・ 運営費交付金
 - ・ 私学助成金
- 特定不正行為の具体的な内容 (※可能な限り詳細に記載すること)
 - ・ 手法
 - ・ 内容
 - ・ 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその使途
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

□ 調査機関がこれまで行った措置の内容

(例) 競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

□ 特定不正行為の発生要因と再発防止策

- 発生要因 (不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む) (※可能な限り詳細に記載すること)
- 再発防止策

研究活動に係る不正行為に関する調査のながれ

